

第1章 計画改定にあたって

第1節 計画改定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

大津市（以下「本市」という。）では、平成23年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（大津～HEARTプラン）」を策定しました。5年後の平成28年3月には、同後期計画（以下「現計画」という。）を策定し、計画の一部改訂を行うとともに、ごみの減量化や資源化に関する各種の施策や取組を推進してきました。

このような中、世界ではSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の考え方に基づき、17のグローバル目標（図1-1-1に示します。）と169のターゲット（達成基準）を設定し、持続可能な社会の実現に向け、各国が協力して取り組んでいるところです。

また、プラスチックごみや食品ロス等への関心が高まっており、廃棄物を取り巻く情勢は大きく変化してきています。我が国においても、「プラスチック資源循環戦略」の策定や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年閣議決定）（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）（以下「食品ロス削減推進法」という。）等を制定し、循環型社会への転換を進めているところです。

一方、本市の生活排水処理については、人口の減少による人口密集度の変化や処理施設の老朽化による維持管理費用の増大等に対して、処理施設の整備、効果的な運用等による適切な生活排水処理を行うことにより、良好な水環境の確保をより一層推進する必要があります。

このような中、本市では人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化等の社会情勢を踏まえ、循環型社会の形成や良好な水環境の確保をより一層進めるために、このたび、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直し、目標達成に向けて具体的な施策を総合的に検討しました。



出典：外務省

図1-1-1 持続可能な開発目標SDGsにおける17のグローバル目標

第2節 計画の位置付け及び性格

本計画は、「廃棄物処理法」はもとより、その上位法である「環境基本法」（平成5年法律第91号）や「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）をはじめ、各種リサイクル法や「第五次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

本計画は、本市の廃棄物処理行政における最上位の計画に位置付けられ、本市における廃棄物処理の基本方針となるものです。また、「総合計画」や「環境基本計画」等の実施計画として、本市における今後の一般廃棄物の適正な処理を推進するための性格を有しています。

「一般廃棄物処理基本計画」の位置付けを図1-2-1に示します。

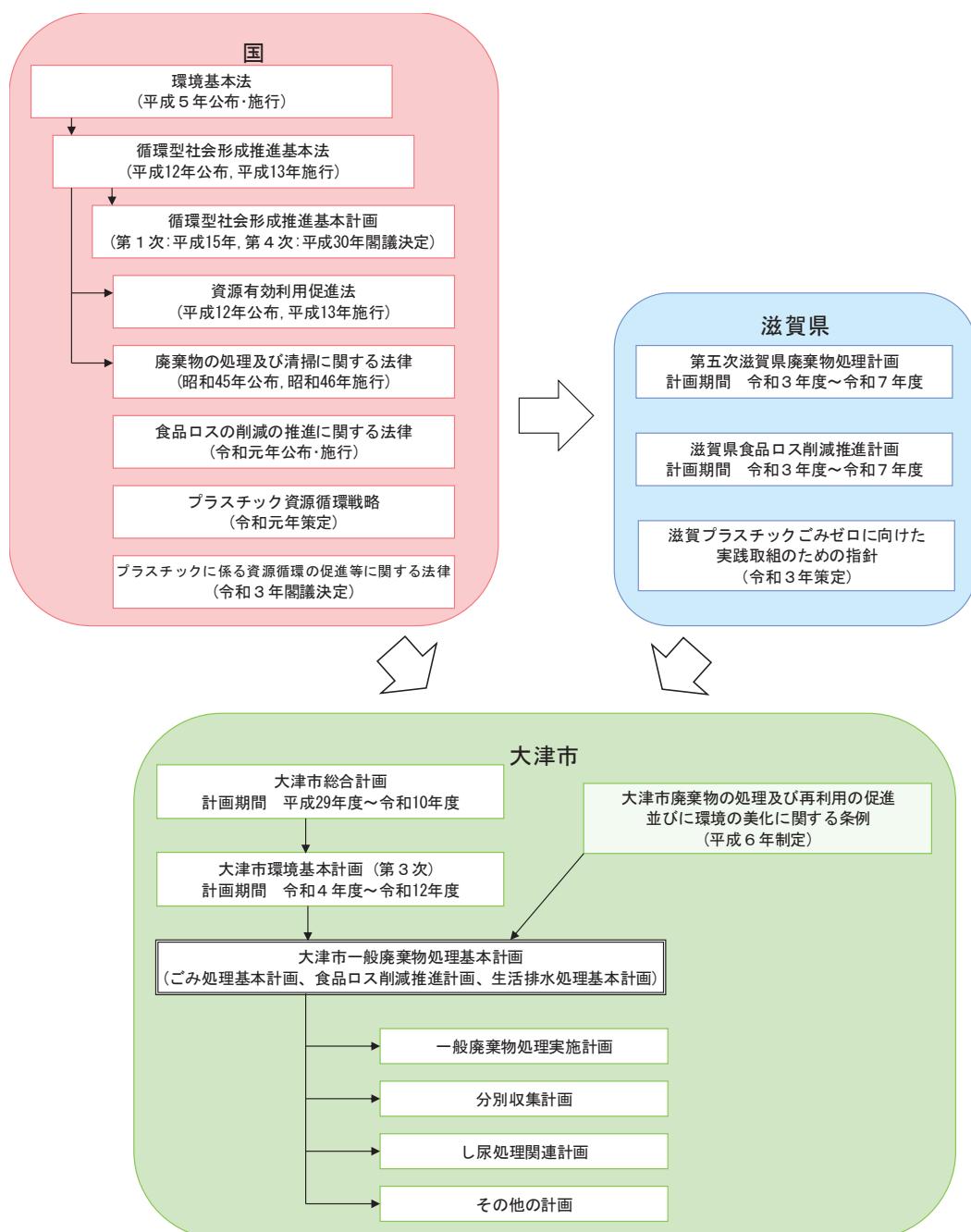


図1-2-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

第3節 諸計画との関係

1. 大津市総合計画基本構想

「大津市総合計画」は、基本構想と実行計画の2つの階層で構成されています。基本構想は、平成29年度から令和10年度までの12年間を計画期間としており、実行計画は、各4年間を期間とした全3期の計画となっています。

第1期実行計画が令和2年度に終了することから、これまでの成果や課題、その間の社会経済環境の変化を踏まえ、令和3年度からの第2期実行計画が策定されました。

「大津市総合計画」における関連事項は、以下のとおりです。

○基本方針・基本政策

基本方針1 子どもから高齢者までが輝いて、魅力あふれるまちを創ります

基本方針2 自然、歴史、文化、スポーツを重視し、多くの人が集うまちを創ります

基本方針3 安心、快適に住み続けることのできる活力のあるまちを創ります

基本政策12 再生可能エネルギーの活用とごみの適正処理でクリーンなまちにします

太陽光などの再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、廃棄物の減量と適正処理、適切な規制措置による循環型社会の実現を目指します。

施策31 地球温暖化対策の推進

取組の方向性

- 1 地球温暖化対策の推進
- 2 再生可能エネルギー等の利活用の推進

指標

項目	基準値	目標値
家庭におけるエネルギー消費量(H22年度)に対する再生可能エネルギー等で創出されるエネルギーの割合	13.0% (R元年度)	20% (R6年度)

施策32 循環型社会形成の推進

取組の方向性

- 1 ごみの減量と再資源化の推進
- 2 適正処理の推進
- 3 不法投棄防止の推進

指標

項目	基準値	目標値
市民一人あたりのごみ排出量(資源ごみ除く)	701.9g/日 (R元年度)	687.2g/日以下 (R6年度)
不法投棄に関する苦情解決率	83% (R元年度)	90% (R6年度)

2. 大津市環境基本計画（第3次）

「大津市環境基本計画」は、本計画の上位計画にあたるもので、近年の本市の環境行政を取り巻く状況を反映し、より一層の環境施策の充実を図ることを目的として策定されています。「大津市環境基本計画（第3次）」の計画期間は、令和4年度から令和12年度までの9年間となっており、計画の概要は、以下のとおりです。

○計画の方向性

- ① SDGsと国の第五次環境基本計画の考え方の反映
- ② 市の環境特性を生かした地球温暖化対策の拡充・気候変動適応計画の内包
- ③ 計画の進捗状況を把握するための数値目標（環境指標）の設定
- ④ 関連法令等に基づいた政策の充実

○目指す環境像

「かんきょうびと環境人の輪で守る、育てる、繋げる湖都大津」

～持続可能な未来のために～

○基本目標

・協働

地域や地球環境の保全に対して市民・事業者が関心をもって日頃から環境に配慮した行動を実践するとともに、市民・事業者・市が協働して環境活動に取り組むことにより、活性化しているまちを目指します。

・生物多様性

大津市にある多様な地域の自然の保全と地域間がつながっている生態系ネットワークの形成がなされ、人と自然との関わりが豊かなまちを目指します。

・循環

限られた資源を大切にし、ごみの発生が抑制された、資源が循環する環境負荷が少ないまちを目指します。

・脱炭素

低炭素な建物や交通ネットワークで構成され、省エネライフスタイル・ビジネススタイルが定着し、気候変動に適応したまちを目指します。

・健全

きれいな空気や水や土壤と騒音や振動がない生活環境を維持し、ごみの散乱などがないまちを目指します。

【目指す環境像】

かんきょうびと

こと

環境人の輪で守る、育てる、繋げる湖都大津

～持続可能な未来のために～

市民・事業者・市が「協働」して、「持続可能」な社会づくりを行い、将来の世代に良好な環境を保全するとともに「引き継いでいく」ことを目指します。

5つの基本目標

協働

生物多様性

循環

脱炭素

健全

施策体系

協働

1 環境人の育成

2 環境保全型行政の推進

生物多様性

3 豊かな自然の保全と創造

4 人と自然の豊かなふれあいの確保

循環

5 資源循環の推進

6 廃棄物の適正処理の推進

脱炭素

7 低炭素型のエネルギー利用の推進

8 環境負荷の少ない都市基盤の整備

9 気候変動による影響の低減

健全

10 生活環境の保全

11 快適環境の保全と創造

図 1-3-1 大津市環境基本計画（第3次）の体系

第4節 計画目標年次

環境省が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月改定）では、「一般廃棄物処理基本計画」は目標年次をおおむね 10 年から 15 年先として、おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切であるとされています。

現計画の目標年次及び本計画の計画期間を図 1-4-1 に示します。

現計画の計画期間は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間でしたが、上位計画である「大津市環境基本計画（第 3 次）」の計画期間が令和 4 年度からとなるため、施策の整合性を考慮して、現計画を 1 年延長し、また、本計画の計画期間においては、上位計画と SDGs の目標達成年次に整合させて、令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間とします。

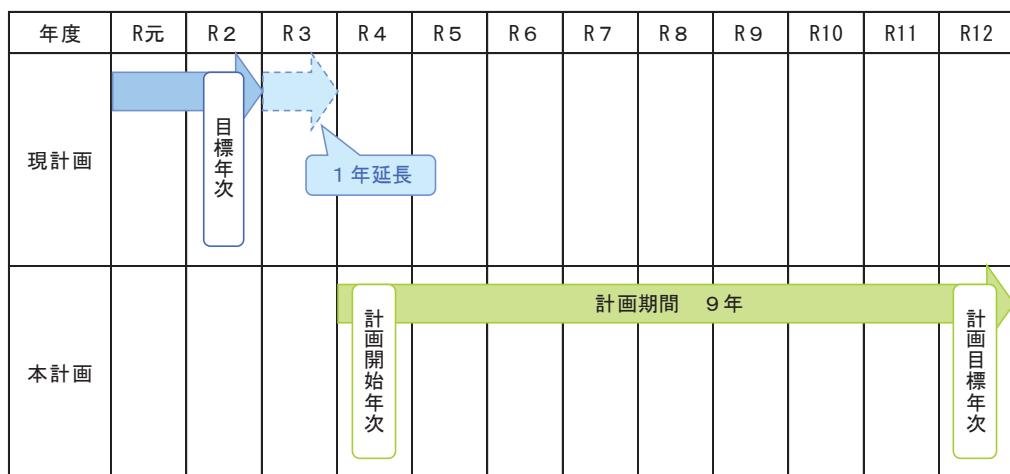


図 1-4-1 本計画の計画期間